

国立大学法人岡山大学理学部附属臨海実験所使用内規

令和元年 9月 4日
理 学 部 長 裁 定

一部改正 令和2年 7月 6日

一部改正 令和2年 8月 21日

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人岡山大学理学部附属臨海実験所（以下「実験所」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の目的)

第2条 実験所は、瀬戸内海を中心として、海洋について純正科学的に、また応用科学的に研究及び実験実習を行うことを目的とする。

2 宿泊棟は、実験所で実施される学内外の臨海実習参加者の実習と宿泊並びに共同利用者等の宿泊等に使用するものとする。

(使用の範囲)

第3条 実験所を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 岡山大学理学部附属臨海実験所共同研究員受入要項（令和元年9月4日理学部長裁定）に基づき、共同研究員として受け入れる共同研究者

二 岡山大学理学部附属臨海実験所教育関係共同利用要項（平成23年1月31日学長裁定）に基づき、共同利用を目的として使用する者

三 岡山大学の職員（以下「本学の職員」という。）及び学生で、瀬戸内海を中心として、海洋について純正科学的に、また応用科学的に研究及び実験実習を行うことを目的として使用する者

四 本学の職員で公務上必要がある者

五 本学の職員及び学生の実験研究を援助する目的で使用する者

六 その他岡山大学理学部附属臨海実験所長（以下「所長」という。）が特に必要と認めた者

(使用手続)

第4条 実験所及び宿泊棟を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、別紙の施設使用許可願（様式1）を、使用日の3日前までに、所長に提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 所長は、前条による使用を適当と認めたときは、使用許可書を交付する。

2 使用者は、使用の許可を受けた後、使用願の内容を変更しようとするときは、直ちに、その旨を所長に申し出て、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第6条 使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を学長の発する請求書により、当該請求書に定める支払期日までに支払わなければならない。但し第3条第1号に該当する者については、使用料を徴収しない。

(使用者の義務)

第7条 使用者は別に定める「実験所利用の手引（宿泊の手引）」を厳守しなければならない。

2 使用者が故意又は重大な過失により、実験所及び宿泊棟の施設、設備等を破損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第8条 実験所の使用に関する事務は、実験所において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この内規は、令和元年10月1日から施行する。

2 国立大学法人岡山大学理学部附属臨海実験所宿泊棟使用内規（平成22年理学部長裁定）は、廃止する。

附 則

この内規は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年8月21日から施行し、令和2年8月1日から適用する。